

第 182 回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成 25 年 3 月 27 日（水）14 時 00 分～16 時 05 分
2. 場 所 （公財）福井原子力センター 2 階 研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
 - （1）原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成 24 年度 第 3 四半期）
および計画書（平成 25 年度）
 - （2）原子力発電所から排出される温排水調査結果（平成 24 年度 第 3 四半期）
 - （3）発電所の運転および建設状況（平成 25 年 1 月～3 月）
 - （4）発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準の進捗状況について
5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成24年度 第3四半期）
および計画書（平成25年度）
[県 原子力環境監視センター 前川 所長より説明]
- (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（平成24年度 第3四半期）
[県 水産試験場 木下 海洋研究部長より説明]
- (3) 発電所の運転および建設状況（平成25年1月～3月）
[県 原子力安全対策課より説明]

(県議会：石川 議員)

- ・断層について、事業者と規制庁との調査結果がまだ出ておらず、このような追いかけてごっこをやっていて、本当に大切な成果が上がるのか。

(県：石塚 安全環境部長)

- ・大飯原発と敦賀原発について、現在、規制委員会の調査が行われている。
- ・大飯原発では、海側での断層の調査を行い、その結論が出ない中で、山側での調査が指示され、この調査を進めている。
- ・敦賀原発では、6月まで調査を継続し、データを拡充する。
- ・いずれも、防災工学上の結果も踏まえ幅広く議論を行い、我々が安心できるようにその結論を説明するよう規制庁に求めていく。

(県議会：石川 議員)

- ・この結論はどのあたりで分かるのか。あまりにも時間や費用がかかり過ぎている。

(県：満田 副知事)

- ・関西電力と日本原電から、現在どういことを調べ、どのような報告をするのか、その期限はいつ頃を目途としているのかについて説明をお願いします。

(関西電力：勝山 原子力発電部門統括)

- ・大飯発電所では、海側と山側で断層調査の話がある。
- ・海側の台場浜で滑り面が見られ、これが断層であるかどうかについて規制委員会で議論があり、意見が分かれています。我々は、滑り面だと考えている。
- ・また、構内を走る一番長いF-6という破碎帯の反対側がどのようになっているか調べるよう指示を受け、長さ70m、幅50m、深さ40mのトレンチを掘る計画を公表した。規制委員会から意見があるということで、現在計画を再検討している。

- ・夏頃までを目途に結論を出したい。

(日本原電：神谷 開発計画室許認可GM)

- ・敦賀発電所では、2号機の下を走るD-1という破砕帯が規制委員会で議論になっている。これは建設時から認識され、当時の審査で活断層ではないと確認されている。
- ・その後、3・11等の地震の知見を踏まえた再検証の中で、再度調査が必要ということで取り組んでいる。
- ・活断層であれば地形の中に痕跡や古い地層のずれが見られるが、これまで規制委員会には、D-1については地形にも怪しいものはない、十萬年前の地層にずれはないというデータを提示し、3月8日や15日に提出した報告書にも記載している。
- ・我々は活断層ではないというデータを積み上げ説明してきたが、我々のデータに規制委員会の有識者の方にはきちんと向き合っていない。
- ・6月まで継続してデータを拡充しているところであり、今後は、適時、追加的にデータを提示し、評価会合において、きちんとした議論をしていきたいと考えている。

(県議会：石川 議員)

- ・このことについて、規制庁はどのように考えているのか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・現在、規制委員会では、大飯発電所と敦賀発電所の破砕帯について調査を実施している。
- ・大飯発電所については、昨年10月に実施計画を立て、11月に調査を開始し、敦賀発電所については、昨年11月に計画を立て、12月から調査している。
- ・規制委員会としては、独自の判断で破砕帯に活動性があるということを把握して評価したいと考えている。その理由は、地震動により原子力発電所の安全を守る機能が損なわれることがないように活動性がある断層上に重要構造物がある状態では設置許可を出さないという基準を設けている。そのため、その基準に照らして各発電所について直接確認する作業をしている。
- ・事業者には、協力的に地質調査を実施いただいている。
- ・大飯発電所については、F-6という破砕帯の活動性の評価に関して、まだF-6破砕帯が掘り起こされていない可能性があるため、事業者には調査結果を示すよう求めている。事業者から示されたデータは、規制委員会として確認していくとともに、規制委員会として独自に関西電力が採られたボーリングコアの解析を行うべく外部に委託するための作業を進めている。
- ・敦賀発電所については、敷地内の破砕帯、特にD-1という破砕帯について調査し、外部有識者の間では、ほぼ一致した意見が出ている。

- ・日本原電は、更なるデータを示したいと意見を公表しているのは承知している。
- ・科学技術的な判断には、できる限り多くのデータをとることが重要であり、時間をかけてでもデータを揃えることが最も優先すべき事項である。

(県議会：石川 議員)

- ・科学的データであろうと、肉眼であろうと、私は追いかけてごっこをやっているように思えてならない。
- ・福島第一原発事故以降、事業者は徹底して、相当な費用をかけ調査している。
- ・こういう責任を国が持つのか、それとも事業者が泣き寝入りするのか、規制庁としてどう進めていくのか大きな責任があると思う。
- ・中途半端な会議は何回やっても同じである。少しでも前向きな方向性を説明いただけない限りは、先がない。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・地震については、東日本の海溝で大きな地震が発生し、東日本が乗るプレートが大きな地殻変動を受け、それまで活動しないと考えられていた断層で活動が観測されている。
- ・過去に行った判断を変更する必要があるかどうかは、原子力の安全を守るあるいは原子力施設の立地している地域の住民の方には非常に関心があることだと思う。
- ・去年の4月以降、こうした見直しを検討するよう全国の発電所に指示している。
- ・費用に関しては、工事・ボーリング・解析など非常に予算を使っていると思うが、関西電力、日本原電は、いずれも協力的に調査をしていただいていると考えている。

(県議会：糺谷 議員)

- ・過日、我々の家庭に配布された新聞折込みで、事業者が原電敦賀の破碎帯調査に関する評価会合について、とにかく反論の機会を与えてもらえない、原子力規制委員会が常々表明している事業者の意見はよく聞き、議論するという方針に反しているものであり、公平、公正な審議とは言えないということが端的に書かれていた。
- ・そんな反民主的なことをやっているのかと言う者もいる。専門家によって表舞台でどうどうと幅広い議論を国民、県民に提供することは当たり前の話だと思うが、その背景をお答え願いたい。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・今回の話は、一つは、昨年12月中旬に2日間予定していた調査を1日で打ち切って結論を出したこと、もう一つは、今年の評価会合で最終結論のときに日本原電が退席をした後で議論したことだと認識している。

- ・私自身は、発電所の方々とのコミュニケーションなくして規制はできないと考えている。私を含めた福井県内の 25 人の規制庁職員も皆、コミュニケーションは十分とりながら仕事はできていると考えている。

(県議会：糺谷 議員)

- ・三条委員会として発足した原子力規制委員会について、その性格をしっかり認識したいと思っているが、とにかく地元自治体も含めて間合いというか、距離感に大変苦慮している。
- ・この地元の空気を規制委員会の方にしっかり正確にお伝えいただきたい。

(県：満田 副知事)

- ・規制庁の仕事の進め方やスピード感の問題については、発足してまだ半年であり、いろいろ試行錯誤があろうかと思うが、このような話が出たということを森田管理官には、是非、本庁の方によろしくお伝えいただきたい。

(県議会：細川 議員)

- ・先ほど、原子炉を設置するときから破碎帯を認識していたという説明について、設置許可申請書の中で破碎帯があるため原子炉の位置を少しずらしたというような記載があったと記憶しているが、最初から分かっていたというのは、D-1 破碎帯のことか。

(県：満田 副知事)

- ・議題 4 で、新しい規制基準と過去のことについて回答いただくことにする。

(県議会：山本 原子力発電・防災対策特別委員長)

- ・もんじゅについて、一つは、平成 25 年度の予算について分かる範囲で教えていただきたい。もう一つは、県として、もんじゅの位置づけ、研究開発としての国の考え方はどうかについて、お尋ねする。

(文部科学省：川口 敦賀原子力事務所長)

- ・予算について、まず施設の維持管理に必要な経費と、これから新安全基準や破碎帯の調査など安全に関わる活動に必要な費用を積んでいる。そして、今後の性能試験については、政策の方向性が出た段階で、補正予算などで対応していく。

(県：石塚 安全環境部長)

- ・もんじゅについては、日本が進めている核燃料サイクル等の原子力政策の重要な位

置づけのものと認識している。

- ・ 3. 11の東日本大震災以降においても、もんじゅについては、核燃料サイクルや使用済燃料をどうするかについて、その一環として、もんじゅの研究開発をどう進めるかというのは重要な課題だと考えている。
- ・ このため、知事も総理に対して要請し、もんじゅは日本の最先端の技術を持っているもので、世界をリードする気概を持っているという回答をいただいている。

(県議会：山本 原子力発電・防災対策特別委員長)

- ・ 予算については、ある程度の額を教えてほしい。
- ・ もんじゅに対する県の考え方や姿勢は評価したい。
- ・ 県が要請したことについて、国で何か動きはあるのか。

(県：石塚 安全環境部長)

- ・ もんじゅの研究開発をどう進めていくかについては、文科省において、この夏頃を目途に結論を出したいと伺っている。今、文科省および原子力機構において、その方向性等の議論がされており、しっかりとした結論を出していただきたい。

(文部科学省：川口敦賀原子力事務所長)

- ・ 政府の原案だが、もんじゅの平成 25 年度予算として、174 億要求している。
- ・ 内訳としては、維持費に約 140 億、安全対策費に 34 億要求している。

○議題説明

(4) 発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準の進捗状況について

[原子力規制庁 森田 地域原子力安全統括管理官より説明]

(県議会：石川 議員)

- ・ 福井県の原発では既に安全対策を導入しているが、法律で決めているという問題があるため、例えどんな準備がなされていてもこれに対応していないということか。
- ・ 7月までに決定するということだが、福島第一原発事故以来やっている安全対策について、規制庁はどう考えているのか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・ これまでの安全基準においても、止める、冷やす、閉じ込めるという機能を確認し許可を出すとともに、運用を確認してきた。
- ・ 海外事例を導入するような積極性に欠けていたとか、90年代の事業者による取り組みでも、安全性の向上、信頼性の向上ということに積極的でなかったという反省が

あった。

- ・これまで許可を出して運用してきた発電所であっても、たゆまない努力、更なる継続的な安全性の向上を進めるため、一連の安全基準を設けている。

(県議会：石川 議員)

- ・今まで、どのような大きな地震に対しても徹底的に備えてきた。
- ・新基準は新基準なりに要求すればよいが、事業者はそれ以上のものも既に備えている。
- ・今まで、徹底して準備してきたものに対して、どのような判断がされたのか。その評価を一つもしていない。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・原子力発電所は、地震や津波その他様々な過酷な環境に耐えられるよう設計や運用を定めている。
- ・設計に用いた条件を超える可能性はゼロではないという前提で、高いレベルを想定し設計した上で、それを超えた場合の対応を考えるのが新基準であり、今回改めて事業者には発電所の運転設計基準を点検していただく。
- ・リスクゼロの発電所に余計な基準を設けるということではなく、リスクは存在し、そのリスクをできる限り小さくする。
- ・この努力は、事業者も規制当局もしたいと考えている。

(県議会：石川 議員)

- ・今まで事業者が準備したことは全く無駄と言うのか、それとも評価できるのか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・無用な基準を設けるつもりはない。
- ・全く無駄だったということではなく、原子力発電所は、さらに上の安全レベルを常に目指して向上する、安全においてゴールはない、ゴールはないものだが常に一つの方角を向いてレベルを高めていくということが安全文化だと考えている。
- ・事業者にも、そのように理解していただくような方角を目指したい。

(県議会：細川 議員)

- ・責任の所在が明確であってほしいと思う。
- ・例えば、敦賀発電所の設置許可申請を出した時の知見がいったいどういうものだったのか知りたいと思い、当時福井大学の塚野教授が土地開発公社に委託され、地面を調べた調査結果を確認するため、土地開発公社に行ったら、機構改革で昔の資料

はありませんと言われた。

- ・そのときの知見が一体どういうもので、これを基にして、どこでどのような判断がされたのか、情報開示されるべきだし、資料は保管されるべき。
- ・一つは、塚野先生のレポートがどこかにないか知りたい。もう一つは、資料を保管し、開示しようという制度があってほしい。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・文書の開示については、設置許可申請書と関連する添付資料は、これまでは原子力安全委員会の図書館で開示されていたが、昨年9月に原子力安全委員会が閉鎖された以降、原子力規制委員会でもまだ閲覧できる図書館を設置できていない。
- ・ご指摘の資料について、もし、設置許可申請書のなかで引用されているものなら、国会図書館で管理されているので、行政文書の開示請求をしていただければと思う。
- ・責任の所在については、原子炉設置許可は法律に基づき国が行うものであり、これまでは行政機関の長である経済産業大臣が持っていたが、今後は、原子力規制委員会が持つことになる。

(県議会：細川 議員)

- ・設置許可した側に責任があると言われたが、許可した際に知見がなかった場合も含めて責任があるということか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・設置許可申請がなされた際に、当時の行政機関が持っていた知見によって許可を出すということ。

(県議会：細川 議員)

- ・想定外なら、責任を取らないということか。

(県：満田 副知事)

- ・国家賠償法や瑕疵の有無等の法律論になっている。
- ・本日のところは、このような話が出たということを森田管理官には、本庁の方にお伝えいただきたい。

(高浜町：野瀬 町長)

- ・事後的にその立地が駄目だと言うのであれば、規制庁だけでなく政府全体として対応するような法体系や責任の在り方があるべき。
- ・基準津波について、津波の想定は、単純に2倍も3倍にもなるのか。

- ・パブコメが4000件ほどあったとのこと、どのようなものがあったのか。
- ・技術的な内容についてパブコメを募集するのは、感情的なコメントなど技術的な評価をする際に邪魔になるのではないか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・津波の想定については、津波を起こす震源を適切に評価し、津波の伝播、海底の形状等を評価し、さらに不確実なところはより安全側に評価する。
- ・パブコメについては、検討に加わった専門家も含め、気づいていない点が無いかということ一度立ち止まって、耳をすますことが大事である。
- ・集まったコメントとしては、地震動に関して40万年前まで遡った期間の全ての断層を調査すべきとか、12から13万年前まででよくて、40万年前まで必要ないとの意見や残余のリスクは努力目標ではなく安全基準とすべきというコメント等があった。

(県議会：吉田 議長)

- ・7月には明確になると思うが、各事業者が規制委員会に申請した場合に、規制委員会が実施する審査の手順はどうなるのか。

(原子力規制庁：森田 地域原子力安全統括管理官)

- ・非常に重要な点であるが、規制委員会の決定がないため、確実なことは言えない。
- ・先週の規制委員会で、事業者がまとめた審査文書を机上および発電所の実地で確認した上で、基準を満たしているかについて、行政判断を行うということ想定した案を田中委員長が示した。

(県議会：吉田 議長)

- ・現在停止している全国の原発から仮に一斉に申請があった場合、一度に全部を審査することはできない。
- ・関係者が一番不安を持っているのは、審査がクリアできた時に、一番早くて何時ごろに運転再開が可能なのかということ。

(原子力規制庁：森田地域原子力安全統括管理官)

- ・そのことは理解しているが、規制委員会の決定がないため具体的なことが言えないことをご容赦願いたい。
- ・規制委員会では、審査・調査をする職員グループを3つ立ち上げて対応していく。
- ・今後、具体的なことが決まったら説明させていただきたい。

(県：満田 副知事)

- ・スケジュール感を明確にして審査の手順を示していただくよう、森田管理官には本庁の方によろしくお伝えいただきたい。

以上